

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成二十四年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
- 2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

二 試験の日時及び場所

- 1 日時 平成二十五年二月十五日（金）
午前十時から正午まで
- 2 場所 奈良市登大路町三八一
奈良県中小企業会館

三 試験の方法及び試験科目

- 1 試験は、筆記試験（マークシート方式）とします。
- 2 試験は、次の事項について行います。

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」といいます。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物に限りません。）の性質及び貯蔵方法その他取扱方法

四 受験願書の提出期間、提出先等

- 1 提出期間 平成二十五年一月九日（水）から同月十一日（金）まで
- 2 提出先 奈良市登大路町三〇番地 奈良県医療政策部薬務課
- 3 受験願書を郵送する場合は、平成二十五年一月十一日（金）までの消印のあるものに限り有効とします。

五 提出書類

- 1 受験願書（用紙は、奈良県医療政策部薬務課薬物監視係及び奈良県薬務課ホームページにおいて配布します。）

- 2 写真（名刺判で、出願前六箇月以内に脱帽して正面から上半身を撮影し、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの） 一枚

六 受験手数料

一万五百円（奈良県収入証紙を受験願書に貼り、消印しないでください。）

七 その他

- 1 合格者の発表は、合格者の受験番号を県庁前掲示場に掲示するとともに、奈良県公報に登載し、別に合格者宛て通知します。
- 2 提出した書類及び受験手数料は、一切還付しません。
- 3 受験願書に虚偽の記載をしたり、試験場において係員の指示に従わず、その他不正な行為があった場合は、受験を停止し、退場を命じ、又は合格の決定を取り消すことがあります。